別記様式第１号（第６条関係）

（１／２枚目）

登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金事前申請書兼誓約書

年　　月　　日

登別市長　様

申請者　住所

氏名

電話番号

　標記補助金について、登別市おうちの省エネ創エネ促進補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり申請します。

　また、この事前申請にあたり、市税の滞納状況の確認のため、市税の課税状況等を閲覧することに同意します。

記

１　購入製品（購入する製品について、対象製品欄の□に✔を付けてください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **省エネ家電** | **対象製品** | **機種名（型番）** | | |
| □エアコン |  | | |
| □ＬＥＤ照明器具 |  | | |
| □電気冷蔵庫 |  | | |
| □電気冷凍庫 |  | | |
| □電気便座 |  | | |
| **太陽光発電設備等** | **対象製品** | **型式（型番）** | **太陽電池の**  **公称最大出力** | **蓄電池の**  **蓄電容量** |
| □太陽光発電設備及び  定置型蓄電池 |  | kW | kWh |
| □定置型蓄電池 |  |

２　取扱事業者等の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取扱事業者 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| 対象製品の購入予定時期 | | 年　　月ころ |

（２／２枚目）

３　補助金交付申請予定額

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象製品 | | 購入・設置・  配送費用  （税抜）  ① | 諸経費  相当額  （税抜）  ② | 補助対象経費  ③  ((①＋②)×1.1) | 補助率  ④ | 補助金額  (③×④)  ※1,000円未満切捨て |
| 省エネ家電 | エアコン | 円 | 円 | 円 | 1/5 | 円  （※上限50,000円） |
| ＬＥＤ照明器具 | 円 | 円 | 円 | 1/5 | 円  （※上限50,000円） |
| 電気冷蔵庫 | 円 | 円 | 円 | 1/5 | 円  （※上限50,000円） |
| 電気冷凍庫 | 円 | 円 | 円 | 1/5 | 円  （※上限20,000円） |
| 電気便座 | 円 | 円 | 円 | 1/5 | 円  （※上限20,000円） |
| 省エネ家電の補助金額　合計 | | | | | 円  （※上限100,000円） |
| 太陽光発電設備等 | 太陽光発電設備  及び定置型蓄電池 | 円 | 円 | 円 | 1/3 | 円  （※上限500,000円） |
| 定置型蓄電池 | 円 | 円 | 円 | 1/3 | 円  （※上限300,000円） |
| **補助金交付申請予定額**  （省エネ家電の補助金額合計と太陽光発電設備等の合計） | | | | **円** | | |

※　買い換え前の対象製品の撤去に係る工事費、処分費、運搬費は含めることができません。

※　諸経費相当額（税抜）②は、取扱事業者からの見積書等を基に次により算出してください。

　　　【 諸経費相当額＝諸経費×①÷税抜合計額から諸経費を除いた額 】

※　補助対象経費は消費税相当額を含めた額となります。

４　添付書類（下記書類をすべて確認の上、□に✔を付けてください。）

|  |
| --- |
| □　省エネ家電又は太陽光発電設備等の取扱事業者及び購入等に要する費用が分かる書類（見積書等）の写し  □　省エネ家電又は太陽光発電設備等の要件を満たしていることを確認できる書類（製品カタログ、仕様書等）の写し  □　省エネ家電にあっては、買い換え前の対象製品の設置状況が分かる写真  □　申請者の氏名、住所及び生年月日が記載された公的な書類の写し  □　申請者が世帯主の配偶者又は一親等の血族である場合、世帯主との関係が分かる書類（住民票等）の写し |

５　誓約事項等（下記内容を確認の上、□に✔をお願いします。）

　□　下記に定められた事項にすべて誓約します。

|  |
| --- |
| １　申請者が登別市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第１号から第３号までに規定される者でないこと。  ２　本申請時点において、登別市における納期の到来した市税等について未納がない者であること。  ３　省エネ家電、太陽光発電設備等及び定置型蓄電池の購入に関し、他の補助制度による補助金の交付を受けていない者であること。  ４　対象製品を設置する住宅に常時居住している者であること。  ５　対象製品の設置に工事を伴う場合であって、設置する住宅を所有していない場合は、当該住宅の所有者等から設置について同意が得られているものであること。  ６　省エネ家電を購入することにより不用となった買い換え前の対象製品について、売却又は譲渡等することなく、適切な方法で排出するものであること。  ７　この申請に不正の行為があること、この誓約が虚偽であること又はこの誓約に違反したことにより紛争等が起きても、市に異議は一切申し立てないこと。 |